

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる場合は、その翌日)

告示

◇告示 土地改良区の役員の就任 (農村整備課)

土地改良区の役員の退任 (〃)
県営土地改良事業計画の決定 (二件) (〃)
保安林の指定 (二件) (森林保全課)

保安林の指定予定 (〃)

保安林の指定の解除予定 (〃)

生産事業者の登録の失効 (〃)

基本測量の実施 (管理課)

公共測量の終了 (〃)

都市計画の変更 (二件) (都市計画課)

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防利水課)

災害危険区域の指定 (建築課)

鳥取県指定無形民俗文化財の指定 (文化課)

鳥取県指定史跡の指定 (〃)

鳥取県指定天然記念物の指定の変更 (〃)

地方労働委員会のあつせん員候補者の氏名、履歴等

◇地勞委告示

少年指導委員の委嘱 (生活安全企画課)

落札者の決定 (管財課)

目次

鳥取県告示第三百号

土地改良法 (昭和二十四年法律第二百九十五号) 第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が就任した旨の届けがあつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 原田 実	氣高郡氣高町大字睦逢一三五
吉田 廉	氣高郡氣高町大字富吉一一六
山本 倫三	氣高郡氣高町大字山宮二三三
石田 爰	氣高郡氣高町大字二本木九一
池原 篤郎	氣高郡鹿野町大字小別所二九五
山本 丈夫	氣高郡氣高町大字飯里一一三
田中 末雄	氣高郡氣高町大字八束水二二四四
家高 卓	氣高郡氣高町大字下坂本四一五
田中 寿信	氣高郡氣高町大字日光六四五
山根 正雄	氣高郡氣高町大字上光五二六

◇雑報

随意契約の相手方の決定 (教育委員会文化課)
危険物取扱者試験の実施 (消防防災課)

監事 山尾 三郎 気高郡気高町大字下原九一

〃 山中 誠一 気高郡気高町大字下光元一三三六

平成十年三月十九日就任 任期第一回総代会まで

鳥取県告示第三百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり閔金土地改良区から役員が退任した旨の届けがあつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 西村 長利 東伯郡閔金町大字閔金宿五一〇

平成十年三月十九日退任

鳥取県告示第三百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県當土地改良事業（県當ため池等整備事業国信地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県當土地改良事業（県當ため池等整備事業赤松地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年四月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

平成十年四月二十二日から二十日間
三 縦覧に供する場所
大山町役場

- 二 縦覧に供する書類
- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 土地改良事業計画書の写し

鳥取県公報

鳥取県告示第二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のよう
に保安林の指定をする。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字西谷字柳谷奥八〇八、八〇九、字梨子ノ木谷八三四、八三五、八

三六の一、八三七、八三九の一、八三九の二、八四〇から八四三まで、字奥日谷八四

四の一、八四五の一、八四六の一、八四六の三、八四七の一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準

伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のよ
うに保安林の指定をする。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字若桜字古城谷一五二七、一五二七の一、一五二八、一五二九の一、
一五二九の三、一五三〇、一五三一、一五三二の一、大字三倉字奥城ノ谷一六二一の

一、字八兵衛谷一六二三の三八、一六二三の一から一六二三の三まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字古城谷一五二九の三

(二) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(三) 主伐として伐採をができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準

伐期齡以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十
六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町上石見字手ヶ峰山一一〇六

二 指定目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採ができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

役場に備え置いて縦覧に供する。)

(次のとおりとする。)

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取県告示第三百八号
林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 保安林として指定された目的
水源のかん養
道路用地とするため

八頭郡智頭町大字大内字西山七九〇の四から七九〇の六まで、七九一の一から七九一の三まで、七九一の五から七九一の七まで、七九三の二、字田ヶ畑八二七の二、八二八の三、八二八の四、八二九の四、八二九の六、八二九の七、字横根下平八六八の二、八六九の二、八七〇の二、字カケ八九六の三、八九七の二、八九七の三、大字尾見字淵ノ上四二三の二、四一四の二、字小谷下モヒラ四一八の二

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	住所	生産事業者の住所	生産事業者の名称	事業所の所在地
216	52	51	綾木健一	西伯郡淀江町大字稻吉五八	西伯郡淀江町長田三〇五
大山森林組合	奥田礼治	西伯郡大山町長田三〇五	西伯郡大山町長田三〇五	穂の採取並びに外の苗木の育成	西伯郡大山町長田
西伯郡大山町上万一一二三三	穂の採取並びに外の苗木の育成	西伯郡大山町長田	西伯郡大山町長田	大山森林組合苗畠	西伯郡大山町長田

鳥 取 県 公 報

鳥取県告示第三百九号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

二 作業期間 平成十年四月二十日から平成十一年二月二十日まで

三 作業地域 倉吉市、岩美郡国府町及び岩美町並びに日野郡江府町

鳥取県告示第三百十号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。
平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（基準点測量）

二 作業地域 鳥取市湖山町地内

三 終了年月日 平成十年三月二十七日

鳥取県告示第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町二丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。
平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町二丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画緑地
七号重箱緑地二 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分

鳥取市秋里字埋立、丸山町、浜坂字三嶋向、字西中瀬、字東中瀬、字西藪ノ内、
字穴井後、字四久保田、字塩井手、字中瀬東側及び字中瀬西側、江津字埋立て及び
字昭和並びに浜坂一丁目

鳥取県告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

追加する部分

近隣商業地域

米子市大崎及び葭津の各一部

変更する部分

工業専用地域

米子市葭津の一部

削除する部分

工業専用地域

米子市大崎の一部

土地

八頭郡河原町大字山上字上土居二六四次一

八頭郡河原町大字山上字上土居八九八

八頭郡河原町大字山上字椎ノ谷九〇七

八頭郡河原町大字西土居二三八一一地先水路敷四号

八頭郡河原町大字山上字西土居二三七一一地先水路敷五号

八頭郡河原町大字山上字上土居二七二一一地先道路敷六号

八頭郡河原町大字山上字上土居二七二

八頭郡河原町大字山上字上土居二七〇

八頭郡河原町大字山上字上土居二六九

八頭郡河原町大字山上字上土居二六八

八頭郡河原町大字山上字上土居二六七

八頭郡河原町大字山上字上土居二六六

大原地区急傾斜地崩壊危険区域

二
1
名称2
区域

鳥取県告示第三百三十三号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。
 その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

標柱

土地

2
区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域のうち森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により指定された保安林を除いた区域

倉吉市大原字宮ノ下六二四一二	一號	八号	一號
倉吉市大原字寺谷二二三三一	二號	九号	二號
倉吉市大原字寺ノ谷二二二九一一	三號	十号	三號
倉吉市大原字城山二二三九	四號		四號
倉吉市大原字寺ノ谷二二二九一一	五號		五號
倉吉市大原字六地蔵二二二一	六號		六號
倉吉市大原字屋敷通二二二八	七號		七號
倉吉市大原字宮ノ下六二一八	八號		八號

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域

二
1
名
称

大原地区災害危険区域

2

区
域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域のうち森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により指定された保安林を除いた区域

土
地
標
柱

倉吉市大原字宮ノ下六一四一二	一号
倉吉市大原字寺谷一二三三一	二号
倉吉市大原字寺ノ谷一二三三三一	三号
倉吉市大原字城山一二三九	四号
倉吉市大原字寺ノ谷一二三三一	五号
倉吉市大原字六地藏三三一十二	六号
倉吉市大原字屋敷通三三八	七号
倉吉市大原字宮ノ下六一八	八号
倉吉市大原字宮ノ下六二八一三	九号

三
1
名
称

黒坂地区災害危険区域

2

区
域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土
地
標
柱

日野郡日野町黒坂字光明寺河原一八九七一	一号
日野郡日野町黒坂字光明寺河原上へ一九〇八一三	二号
日野郡日野町黒坂字愛宕山一九五二	三号
日野郡日野町黒坂字愛宕ノ廻り一九五〇	四号
日野郡日野町黒坂字光明寺河原一九〇五七	五号
日野郡日野町黒坂字光明寺河原一九〇五十三	六号

四
1
名
称

小江尾地区災害危険区域

2

区
域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土
地
標
柱

日野郡江府町大字小江尾字袋尻屋敷四九一一	一号
日野郡江府町大字小江尾字三通田六〇	二号
日野郡江府町大字小江尾字代五六二	三号
日野郡江府町大字小江尾字成ル林七六一一	四号
日野郡江府町大字小江尾字天王下七一二一一	五号
日野郡江府町大字小江尾字莘畑ヶ六一二	六号
日野郡江府町大字小江尾字莘畑ヶ六一四	七号
日野郡江府町大字小江尾字莘畑ヶ六一四	八号
日野郡江府町大字小江尾字莘畑ヶ六一四	九号

教
育
委
員
会
告
示

鳥取県教育委員会告示第九号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田

端

民俗芸能の部

名 称	所 在 地	保 護 团 体
下味野神社の麒麟獅子舞	鳥取市下味野	下味野神社獅子舞保存会
倉田八幡宮の麒麟獅子舞	鳥取市蔵田	蔵田獅子舞保存会
賀露神社の麒麟獅子舞	鳥取市賀露町	賀露神社獅子舞保存会
垂井神社の麒麟獅子舞	八頭郡智頭町大字芦津	芦津獅子舞保存会
澤神社の麒麟獅子舞	八頭郡八東町大字才代	澤神社麒麟獅子舞保存会

鳥取県教育委員会告示十号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡の指定をするので、同条第二項において準用する同条例第四条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 瑞

史跡の部

名 称	所 在 地
二上山城跡	岩美郡岩美町大字岩常字住地八六二一から八六二一六まで、八六二一八及び八六二一九、字御新田八六三一一から六三一二まで、八六四、八六五、八六七、八六九、八七一一、八七二一一及び八七四から八七七まで、字寺谷口八七八から八八〇まで、八八〇一一、八八一、八八二一から八八二一五まで、八八二一八、八九三一一及び八九四一五並びに字高ノ坂口八九五一、八九五一八、八九五一二八から八九五三三まで及び八九五一四一から八九五一四七まで

鳥取県教育委員会告示第十一号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づき、「昭和六十一年十二月鳥取県教育委員会告示第二

十号（鳥取県指定天然記念物の指定について）」で指定した荒神原のオオサンショウウオ生息地を次のとおり変更するので、同条例第三十条第二項において準用する同条例第四条第三項及び同条例第三十一条第三項において準用する同条例第五条第一項において準用する同条例第四条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 瑞

動物の部

名 称	変更事項	變 更 前		變 更 後	
		形 状	地 積	形 状	地 積
荒神原のオオサンショウウオ生息地	二八・七九八ヘクタール	通称持ヶ滝川をはさむ小渓谷で、斜面にはコナラやクリを主とする群落がみられ、川には餌となるタカハヤ、ザリガニ、カエルなどが生息するなど、県内有数のオオサンショウウオ生息の好適地である。	二八・二六九ヘクタール	通称持ヶ滝川をはさむ小渓谷で、斜面にはコナラやクリを主とする群落がみられ、川には餌となるタカハヤ、サワガニ、カエルなどが生息するなど、県内有数のオオサンショウウオの生息の好適地である。	二八・二六九ヘクタール
所在地	日野郡日野町上菅字持ヶ滝一三四五一一から一三四四五一〇まで、一三四六一一、一三四六一一二、一三四六一六、一三四七一一、一三四七一一二、一三四八一一及び一三四五一八地先水路	日野郡日野町上菅字持ヶ滝一三四五一一から一三四四五一〇まで、一三四六一一、一三四六一一二、一三四六一六、一三四七一一、一三四五一八地先水路並びに同町上菅字オノ木原一三三三〇及び一三三三一地先水路	日野郡日野町上菅字持ヶ滝一三四五一一から一三四四五一〇まで、一三四六一一、一三四六一一二、一三四六一六、一三四七一一、一三四五一八地先水路並びに同町上菅字オノ木原一三三三〇及び一三三三一地先水路	日野郡日野町上菅字持ヶ滝一三四五一一から一三四四五一〇まで、一三四六一一、一三四六一一二、一三四六一六、一三四七一一、一三四五一八地先水路並びに同町上菅字オノ木原一三三三〇及び一三三三一地先水路	日野郡日野町上菅字持ヶ滝一三四五一一から一三四四五一〇まで、一三四六一一、一三四六一一二、一三四六一六、一三四七一一、一三四五一八地先水路並びに同町上菅字オノ木原一三三三〇及び一三三三一地先水路

地方勞動委員會告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会告示第一号										地方労働委員会告示		
氏名		生年月日		住所		職業		経験及び閲歴		委嘱年月日		
石田喜昭	森岡正太郎	坂口千加広	山田修平	内田良弘	直野喜光	田村康明	勝部可盛	森本節男	浦富誠治郎	森本和雄	鳥取県地方労働委員会告示第一号	
昭一五・二・二〇	昭一三・七・六	昭二〇・九・一七	昭二〇・七・三〇	昭九・六・二四	昭九・一・一二	昭九・一・一六	昭八・二・二四	昭六・一二・三〇	昭五・六・一〇	昭二・一・三一	平成十年四月二十一日	
鳥取市	鳥取市	米子市	東伯郡東郷町	鳥取市	米子市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	米子市	岩美郡国府町	鳥取県地方労働委員会会長 滋賀 部 可 盛	
鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	ゼンセン同盟鳥取県支部長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	鳥取女子短期大学教授	鳥取県赤十字血液センター事務部長	鳥取県地方労働委員会事務局長	鳥取女子短期大学助教授	公認会計士	弁護士	鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	平成九年三月二七	
鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	ゼンセン同盟広島県支部長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	鳥取県地方労働委員会委員	税理士	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会事務局長	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	〃	鳥取県地方労働委員会監査委員	平成九年三月二七	
鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	ゼンセン同盟鳥取県支部長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	鳥取県地方労働委員会委員	税理士	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会事務局長	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	〃	鳥取県地方労働委員会事務局長	平成九年三月二七	

労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴等を次のとおり告示する。

太田雄三	高田勝之助	山住省二	西谷昇	河越庄市	松尾彰	笠見猛	安田邦夫	大木戸武敏	仁宮敬富	加藤和徳	斎木兵治	昭一五・三・二六	昭一六・一・七	鳥取市	米子市	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長 日本労働組合総連合会鳥取県連合会西部地域協議会事務局長	JR西日本労働組合米子地方本部副委員長
昭八・八・一五	昭四・一一・五	昭二・一・二〇	大二・四・一五	大一一・二・一	昭三三・二・七	昭二五・八・二三	昭三一・一一・一七	昭二六・一・二六	島根県八束郡美保関町	島根県八束郡美保関町	島根県八束郡美保関町	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国一般労働組合鳥取地方本部執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 日本労働組合総連合会鳥取地方本部執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	日本労働組合総連合会鳥取地方本部書記長 JR西日本労働組合米子地方本部副委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長
鳥取市	鳥取市	八頭郡用瀬町	倉吉市	米子市	米子市	東京都江戸川区	米子市	米子市	米子市	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部米子分会長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部米子分会長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部米子分会長
株式会社鳥取銀行監査役	株式会社鳥取銀行常務取締役	鳥取商工会議所専務理事	鳥取県経営者協会専務理事	西谷技術コンサルタント株式会社取締役会長	西谷技術コンサルタント株式会社取締役会長	西谷技術コンサルタント株式会社取締役社長	西谷技術コンサルタント株式会社取締役社長	西谷技術コンサルタント株式会社取締役社長	西谷技術コンサルタント株式会社取締役社長	西谷技術コンサルタント株式会社取締役社長	西谷技術コンサルタント株式会社取締役社長	日本放送協会鳥取放送局副局長	日本放送協会鳥取放送局副局長	日本放送協会鳥取放送局副局長	日本放送協会鳥取放送局副局長		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	日本放送協会鳥取放送局副局長	日本放送協会鳥取放送局副局長	

河田 賢一	昭八・一〇・一九	倉吉市	鳥取県経営者協会副会長、中部支部部長 株式会社河田組取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	株式会社河田組専務取締役	
住田 篤美	昭一三・一・一四	米子市	米子商工会議所専務理事	株式会社山陰合同銀行取締役米子営業本部副本部長	〃
野津 一成	昭一六・一・一九	米子市	鳥取県経営者協会常任理事 美保土建株式会社取締役社長	美保土建株式会社常務取締役	〃
舛田 知身	昭一六・三・一一	米子市	境港海陸運送株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	日本海運株式会社常務取締役	〃
児嶋 祥悟	昭一八・四・一九	鳥取市	鳥取県経済同友会代表幹事 鳥取県経営者協会常任理事 鳥取瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	〃
中川 福光	昭一七・三・一一	耽美郡石美町	鳥取県地方労働委員会事務局長	鳥取県商工労働部次長	平八・四・一
<hr/>					
氏名	住所	活動区域			
神谷 一成	鳥取市今町一丁目433	鳥取駅周辺地区(鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)			
霜田 克夫	鳥取市的場74-5				
林 昭次	倉吉市上井町一丁目12-21	上井地区(倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)			
谷川 豊	倉吉市上井町一丁目5-5				
矢田貝博文	米子市万能町208	米子駅前地区(米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)			

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第38条
第一項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成10年4月21日

鳥取県公安委員会委員長 松本 勲

平成10年4月21日

貢	皆生米子市皆生温泉四丁目24-3	皆生地区(米子市皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目・皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
瀧山 國雄	境港市榮町131	境港市街地区(境港市元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び榮町の区域)
長榮善二郎	境港市末広町75	(1) 調達件名及び数量 鳥取県知事 西 尾 邑 次 及び中山麿作「椅子に座る女」 (2) 契約方式 随意契約 (3) 契約日 平成10年3月17日 (4) 契約者の氏名及び住所 せのお画廊 妹尾三郎 東京都中央区銀座1丁目4-4 (5) 契約価格 58,485,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。) (6) 隨意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当する。

(1) 調達件名及び数量	鳥取県庁舎及び鳥取県東町・西町分庁舎清掃作業	(5) 落札価格	78,750,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
(2) 契約方式	一般競争入札	(6) 入札公告日	平成10年2月13日
(3) 落札決定日	平成10年3月27日	(7) 落札方式	最低価格落札方式
(4) 落札者の氏名及び住所	鳥取ビルクリーナー株式会社	(8) 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部管財課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県公報

平成10年4月21日 火曜日

雑報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成10年4月21日

財団法人消防試験研究センター理事長

小山貞

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日 時
甲種危険物取扱者試験	平成10年6月21日(日) 13時15分から
乙種危険物取扱者試験	"
丙種危険物取扱者試験	平成10年6月21日(日) 10時15分から

2 試験場

鳥取県庁講堂

鳥取市東町一丁目220

鳥取県立県民文化会館第一会議室

鳥取市尚徳町101-5

鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室

鳥取市尚徳町101-5

米子商工会議所大会議室

倉吉市山根529-2

米子職業能力開発促進センター大教室

米子市加茂町2丁目16

米子食品会館多目的ホール

米子市古豊千520

3 受験願書の受付期間

平成10年4月20日(月)から同年5月1日(金)まで（郵送による場合は、平成9年5月1日(金)までの消印のあるものに限り受け付けける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局、又は各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細について、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-83889）に照会すること。